

法務省矯少訓第4号

矯正管区長

少年院長

少年鑑別所長

少年院及び少年鑑別所の規律及び秩序の維持に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

法務大臣 鈴木馨祐

(公印省略)

少年院及び少年鑑別所の規律及び秩序の維持に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 警備用具等及び物品の貸与（第6条—第8条）
- 第3章 身体の検査等（第9条—第11条）
- 第4章 制止等の措置（第12条・第13条）
- 第5章 手錠の使用（第14条—第17条）
- 第6章 保護室への収容（第18条）
- 第7章 収容のための連戻し（第19条・第20条）
- 第8章 報告及び記録（第21条）
- 第9章 補則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年院及び少年鑑別所（以下「少年施設」という。）の規律及び秩序を適正に維持するため必要な事項等を定めるものとする。
(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「院法」という。）、少年鑑別所法（平成26年法律第59号。以下「鑑法」という。）、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）において使用する用語の例による。

（指定職員の職務に関し必要な研修及び訓練の実施者）

第3条 少年院法施行規則第14条及び少年鑑別所法施行規則第11条に規定する研修及び訓練は、少年施設の長が実施する。

（少年施設の規律及び秩序の維持の方法）

第4条 院法第83条第2項及び鑑法第72条第2項の措置は、次の各号に掲げる方法を適切に組み合わせることにより執るものとする。

- (1) 壁、錠、扉、警報システムその他の物的設備を用いる方法
- (2) 遵守事項の制定、生活及び行動についての指示、身体の検査等、制止等の措置、懲戒（少年院に限る。）、所持品等の規制その他の措置を用いる方法
- (3) 在院者（院法第133条第3項に規定する仮に少年院に収容されている者を含む。）及び在所者（以下「在院者等」という。）の抱える問題を認知して早期に対処することを目的として、在院者等との人間関係を構築するための手法を用いる方法

2 前項各号に掲げる方法を用いるに当たっては、在院者等の特性を踏まえて適切な方法を選択するものとし、一律に厳格な方法を用いることがないよう留意するものとする。

（女子の在院者等の立会い等）

第5条 男子の職員は、女子の在院者等の入浴及び診療（特に羞恥心を害することのない態様による診療を除く。）の立会いを行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、男子の職員が女子の在院者等の処遇を行う場合の留意事項については、矯正局長が定める。

第2章 警備用具等及び物品の貸与

（警備用具の制式）

第6条 警備用具の制式は、別表のとおりとする

(警備用具等の管理)

第7条 少年施設の長は、その指定職員のうちから、警備用具及び手錠（以下この条において「警備用具等」という。）の管理責任者を指定するものとする。

- 2 前項の管理責任者は、適切に警備用具等を保管しなければならない。
- 3 第1項の管理責任者は、毎月1回以上、警備用具等の保管状況を検査し、必要に応じて手入れ等の措置を講じなければならない。
- 4 第1項の管理責任者は、警備用具等を貸与したときは、別記様式第1号の書面に記録しなければならない。

(物品の貸与)

第8条 少年施設の長は、少年施設の職員に対し、次に掲げる物品を貸与するものとする。

- (1) 法務教官及び法務技官手帳（矯正局長が定める制式の手帳の表紙及び職員証をいう。）
- (2) 呼子笛
- (3) 通行鍵その他職務上必要な鍵
- 2 前項の規定により貸与された物品（以下この条において「貸与品」という。）は、職務と関係がないことに利用し、又は他人に貸与してはならない。
- 3 少年施設の職員は、貸与品を紛失又は破損しないように適正に使用し、又は保管しなければならない。
- 4 少年施設の職員は、勤務時間中において、貸与品を携帯しなければならない。ただし、貸与品を携帯することが相当でないと少年施設の長が認めるときは、この限りでない。
- 5 少年施設の職員は、退庁するときは、第1項第3号に掲げる物品を所定の場所に返納しなければならない。ただし、少年施設の長が別に指示するときは、この限りでない。
- 6 少年施設の職員は、貸与品を紛失し、又は破損した場合には、直ちに少年施設の長に報告しなければならない。
- 7 少年施設の長は、その指定する職員に、適時、貸与品の員数等を点検させなければならない。

第3章 身体の検査等

(身体の検査)

第9条 指定職員は、院法第21条第1項、第85条第1項若しくは第117条第2項又は鑑法第24条第1項若しくは第74条第1項の規定により身体の検査を行う場合には、できる限り、被検査者の羞恥心を損なわないように配慮しなければならない。

(所持品の検査)

第10条 少年施設の職員は、院法第64条又は鑑法第45条の規定により在院者等の所持品を検査するため、その所持品を損壊する必要がある場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。指定職員が、院法第85条第1項若しくは第117条第2項又は鑑法第74条第1項の規定により在院者等の所持品を検査するため、その所持品を損壊する必要がある場合も、同様とする。

2 指定職員は、院法第85条第1項若しくは第117条第2項若しくは鑑法第74条第1項の規定により在院者等の所持品を取り上げて一時保管し、又は院法第85条第3項若しくは鑑法第74条第3項の規定により在院者等以外の者の携帯品を取り上げて一時保管した場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(居室等の検査)

第11条 指定職員は、上司の指示を受け、定期又は臨時に、居室、教室その他在院者等が立ち入る場所を検査しなければならない。

第4章 制止等の措置

(制止等の措置の留意事項)

第12条 指定職員は、院法第86条第1項若しくは第2項又は鑑法第75条第1項若しくは第2項の措置（以下「制止等の措置」という。）を執る場合には、可能な限り危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意しなければならない。

(警備用具の携帯及び使用)

第13条 指定職員は、警備用具の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

2 指定職員は、制止等の措置を執るため警備用具を携帯し、又は使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 被使用者以外の者に対する影響を最小限にとどめる方法で使用すること。
- (2) 被使用者その他の者を殊更に刺激するような態様で携帯し、又は使用しないこと。
- (3) 警備用具を奪取されないように携帯すること。

3 指定職員は、制止等の措置を執るため警備用具を使用しようとするとき（相手を傷つけ、又は苦痛を与えるおそれのない方法により使用するときを除く。）は、警備用具を使用することを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより院法第86条第1項若しくは第2項若しくは鑑法第75条第1項若しくは第2項に規定する行為を助長し、若しくは誘発するおそれがあると認めるとときは、この限りでない。

第5章 手錠の使用

(手錠の携帯)

第14条 指定職員は、手錠の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

(手錠の使用上の留意事項等)

第15条 指定職員は、院法第87条第1項若しくは第2項又は鑑法第76条第1項若しくは第2項の規定により手錠を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げたりする方法等で使用しないこと。
- (2) 緊急やむを得ない理由がある場合を除き、手錠を他の物と連結してはならないこと。
- (3) 1個の手錠を2人以上に使用しないこと。
- (4) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
- (5) 手の位置は、両手前又は両手後ろとすること。ただし、両手後ろは、両手前では手錠を使用する目的を達することができないと認められるときには

限る。

(6) 手錠を使用されている在院者等の食事、用便等に当たっては、手錠を一時外すものとすること。ただし、これにより難い場合には、できる限り次のいずれかの措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外すこと。

イ 両手後ろを両手前に変更すること。

(7) 手錠を使用されている在院者等については、巡回、監視用テレビカメラ等の方法により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握すること。

(8) 手錠（護送時における第一種の手錠を除く。）を使用している在院者等については、その心情の安定を図るための適切な働き掛けを試みること。

(9) 保護室に収容されている在院者等については、次条第2項に規定する場合を除き、原則として第一種の手錠を使用しないこと。

(10) 附属ひもは、単独で使用しないこと。

(11) 附属ひもを使用する場合には、その使用部位は腰部とすること。

(12) 護送時においては、携行品等により使用部位を隠す等の方法により、手錠を使用していることが一見して明らかとならないような措置を講じること。

（第二種の手錠を使用できる場合等）

第16条 指定職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、在院者等に第二種の手錠を使用することができる。

(1) 在院者等を保護室に収容しようとする場合において、その在院者等が院法第87条第1項第2号又は鑑法第76条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められるとき。

(2) 在院者等を保護室に収容しようとする場合において、その在院者等が院法第87条第1項第2号又は鑑法第76条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、第一種の手錠の使用による当該行為の抑止ではその在院者等を保護室に安全に収容することができないと認められるとき。

- (3) 在院者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお院法第87条第1項第2号又は鑑法第76条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと認められるとき。
- (4) 在院者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。
- (5) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、在院者等が院法第87条第1項各号又は鑑法第76条第1項各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき。
- 2 指定職員は、第二種の手錠を使用する場合において、手首が腕輪から抜けおそれがあり、これを防止するため必要と認められる場合には、第一種の手錠を併用することができる。この場合においては、第一種の手錠の左右2個の腕輪を共に同一の手首に使用しなければならない。
- 3 第二種の手錠は、連結板の長い方が身体側になるように使用する。
- 4 護送時は、第二種の手錠を使用してはならない。

(緊急時の使用方法の特則)

第17条 指定職員は、緊急その他やむを得ない事由があり、かつ、前2条に規定する方法（以下この条において「通常の使用方法」という。）によっては手錠を使用する目的を達することが著しく困難である場合には、通常の使用方法以外の相当な方法により手錠を使用することができる。

2 前項に規定する相当な方法により手錠を使用する必要がなくなった場合は、直ちに、通常の使用方法に変更しなければならない。

第6章 保護室への収容

(保護室への収容の留意事項)

第18条 指定職員は、院法第88条第1項又は鑑法第77条第1項の規定により在院者等を保護室に収容する場合には、綿密かつ頻繁に観察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けに努めなければならない。

第7章 収容のための連戻し

(逃走行為を抑止するための措置)

第19条 指定職員は、在院者等が逃走しようとしているところを現認したときは、直ちに、その行為を制止し、その在院者等を追跡し、その他その逃走行為を抑止するため必要な措置を執らなければならない。

(逃走者の搜索)

第20条 指定職員は、在院者等が逃走したとき、又は在院者が院法第40条第2項の規定による指導若しくは院法第45条第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかったときは、上司の指示を受け、その逃走者等を搜索し、予想される逃走先を張り込み、その他逃走者等を連れ戻すため必要な措置を執らなければならない。

第8章 報告及び記録

(報告及び記録)

第21条 指定職員は、制止等の措置を執った場合には、速やかにその旨を少年施設の長に報告するものとする。この場合において、警備用具を使用したときは、その状況を書面で少年施設の長に報告するとともに、在院者等に対して使用したときは、少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第15号大臣訓令）様式第8号の行動観察票に記録するものとする。

2 指定職員は、在院者等の護送時において第一種の手錠を使用し、又はその使用を中止した場合には、別記様式第2号の手錠使用簿に記録するものとする。

3 指定職員は、前項に規定する場合を除き、手錠を使用し、その使用を中止し、又はその使用方法を変更した場合には、行動観察票及び別記様式第3号の手錠使用簿に記録するとともに、その状況を書面で少年施設の長に報告するものとする。

4 指定職員は、在院者等を保護室に収容し、その収容の期間を更新し、又はその収容を中止した場合には、行動観察票及び別記様式第4号の保護室使用簿に記録するとともに、その状況を書面で少年施設の長に報告するものとする。

5 指定職員は、制止等の措置、手錠の使用（護送時における第一種の手錠の

使用を除く。) 及び保護室への収容の状況を録画するものとする。この場合において、録画できなかったときは、指定職員は、その旨及びその理由を書面で少年施設の長に報告しなければならない。

第9章 梯則

(非常登庁)

第22条 少年施設の職員は、少年施設の長から非常招集の命令を受けた場合には、直ちに登庁しなければならない。ただし、地震、火災、暴動その他の非常事態の発生を認識した場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、非常招集の命令を待つことなく直ちに登庁しなければならない。

2 前項ただし書の規定による登庁の基準については、少年施設の長が定める。

(勤務場所)

第23条 少年施設の職員は、勤務場所を指定されている場合には、上司の許可がある場合その他正当な理由がある場合を除き、その勤務場所を離れてはならない。

(届出)

第24条 少年施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を少年施設の長に届け出なければならない。

- (1) 在院者等に親族又は知人がいるとき。
- (2) 在院者等の親族、出院者、退所者その他これらに類する者から金品が交付されてきたとき。
- (3) 事件又は事故の加害者又は被害者となったとき。
- (4) その他少年施設の長が定める事項に該当するとき。

2 前項の届出の様式は、少年施設の長が定める。

(勤務要領)

第25条 少年施設の長は、この訓令に定めるもののほか、少年施設の規律及び秩序の維持に関する少年施設の職員の勤務要領を定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 少年院及び少年鑑別所における規律及び秩序の維持等に関する訓令（平成

27年法務省矯少訓第25号大臣訓令)は、廃止する。

別表（第6条関係）

警備用具の制式

種類	制式	材質
さすまた	<p>全長2, 300ミリメートル以下とし、把持する棒の部分の直径は、35ミリメートル以下とする。先端には、幅約470ミリメートル以下の半円状又はV字型の腕を設けるものとする。</p> <p>さすまたの腕には、四肢を固定するための装置を付すことができるものとする。</p>	金属、ゴム等とする。
盾	<p>縦1, 110ミリメートル以下、横535ミリメートル以下とし、盾を三日月状に湾曲させ、中心部に取手を付け、右側上部に補助取手を付けるものとする。</p> <p>金属製等の盾は、盾上部にのぞき窓を付ける。</p>	金属又は同等以上の強度の材質、あるいは、ポリカーボネートなどとする。
催涙スプレー	容器は缶又はボンベとし、催涙液を噴射することができるものとする。	金属及びプラスチック製とする。

別記様式第1号(第7条第4項関係)

警備用具等貸与簿

()

- 訓令第7条第1項に規定する警備用具等の種類ごとに別葉とし、本様式右肩の括弧内に種類を記載する。
 - 備考欄には、異常の有無その他の必要な事項を記載する。

別記様式第2号(第21条第2項関係)

手 錠 使 用 簿

院 長	次 長	首 席 専門官	使 用 ・ 中 止		入 院 番 号 氏	備 考
			監督者	日 時		
				年 月 日 午前・午後 時 分 使用		
				年 月 日 午前・午後 時 分 中止		
				年 月 日 午前・午後 時 分 使用		
				年 月 日 午前・午後 時 分 中止		
				年 月 日 午前・午後 時 分 使用		
				年 月 日 午前・午後 時 分 中止		
				年 月 日 午前・午後 時 分 使用		
				年 月 日 午前・午後 時 分 中止		

1 少年鑑別所については、上記様式中「入院番号」を「入所番号」と、「院長」を「所長」と、首席専門官が配置されていない府にあっては「首席専門官」を「統括専門官」と改めて用いる。

2 備考欄には、移送先施設その他の参考となる事項を記載する。

別記様式第3号(第21条第3項関係)

手 錠 使 用 簿

院長	次長	首席 専門官	使 用 ・ 変 更 ・ 中 止			種 類	使 用 方 法	使 用 要 件	備 考
			指揮者	日 時	区分				
				年 月 日 午前・午後 時 分	使 用 変 更 中 止	第1種 第2種	両 手 前 両 手 後	逃走するおそれ 自身を傷つけるおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 保護室を損壊するとき等	
				年 月 日 午前・午後 時 分	使 用 変 更 中 止	第1種 第2種	両 手 前 両 手 後	逃走するおそれ 自身を傷つけるおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 保護室を損壊するとき等	
				年 月 日 午前・午後 時 分	使 用 変 更 中 止	第1種 第2種	両 手 前 両 手 後	逃走するおそれ 自身を傷つけるおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 保護室を損壊するとき等	

- 1 少年鑑別所については、上記様式中「入院番号」を「入所番号」と、「院長」を「所長」と、首席専門官が配置されていない府にあっては「首席専門官」を「統括専門官」と改めて用いる。
- 2 同一の在院者等に対する一連の使用1回ごとに別葉とする。
- 3 区分、種類、使用方法及び使用要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 変更した場合の種類、使用方法及び使用要件の欄は、変更後の状況をすべて記載する。
- 5 備考欄には、使用中の者に心身の異常を認めたとき等における対応状況、収容した保護室又は居室その他の参考となる事項を記載する。

別記様式第4号(第21条第4項関係)

保 護 室 使 用 簿

院 長	次 長	首 席 専門官	収 容 ・ 更 新 ・ 中 止			入院番号 氏 名	収容要件	備 考
			指揮者	日 時	区 分			
				年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分	収容 更新 中止	自身を傷つけるおそれ 大 声 又 は 騒 音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ		
				年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分	収容 更新 中止	自身を傷つけるおそれ 大 声 又 は 騒 音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ		
				年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分	収容 更新 中止	自身を傷つけるおそれ 大 声 又 は 騒 音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ		
				年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分	収容 更新 中止	自身を傷つけるおそれ 大 声 又 は 騒 音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ		

- 1 少年鑑別所については、上記様式中「入院番号」を「入所番号」と、「院長」を「所長」と、首席専門官が配置されていない府にあっては「首席専門官」を「統括専門官」と改めて用いる。
- 2 同一の在院者等に対する一連の収容1回ごとに別葉とする。
- 3 区分及び収容要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 備考欄には、収容した保護室、保護室内で手錠を使用したときはその旨その他の参考となる事項を記載する。